

特記仕様書

1. 工事名 西関東土地改良調査管理事務所 電話交換機他更新工事
2. 工事場所 静岡県菊川市加茂2280-1 関東農政局西関東土地改良調査管理事務所
3. 工事内容 関東農政局西関東土地改良調査管理事務所内に設置している電話交換機及び電話機を更新する。数量及び場所については、数量表及び添付図面のとおりに。
4. 工期 契約締結翌日から令和4年3月 25 日まで
5. 共通仕様 この工事は特記仕様書、図面によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)、公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)及び公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)の最新年度版(以下「標準仕様書」という。)及び監督職員の指示に従い施工する。

6. 特記仕様

(1) 既設電話交換機の更新工事

交換機の取付け、配線、設定、調整及び既存電話交換機の撤去及び処分を含む。

○既設交換装置

品名	品番	数量	備考
主装置	KT600/GW6-ME (SOLVONET-M M-MEA-2)	1	
主装置制御ユニット	M-CCU2	1	主装置内蔵
専用電池	PE12V0.8W9-TA12	1	主装置内蔵
バックアップバッテリー	NP15-12	2	
増設バッテリーボックス	M-BATBOX	1	
8回線アナログ外線ユニット	M-8ACOUA	1	主装置内蔵
8回線電話機ユニット	M-K8KLC2	1	主装置内蔵
24回線電話機ユニット	M-24KLC2	1	主装置内蔵
電話機壁掛用品		4	

○更新交換装置 既設交換装置と同等のもの

(参考) アナログ回線用停電アダプタ

アナログ増設ユニット

多機能電話機増設ユニット
 単独電話機増設ユニット
 停電用電池
 バッテリーキャビネット段積み用品
 バックアップ USB

(2) 収容回線

外線 5回線 (うち FAX 1 回線)
 内線 50回線程度

(3) 電話機交換

配線、設定及び調整を含む。
 18 ボタン多機能電話機 38 台

必要機能

保留	不在転送	リダイヤル
内線呼び出し	内線ホットライン	固定短縮ダイヤル (保守コンソール入力)
可変短縮ダイヤル	ワンタッチダイヤル	ピックアップ (代理応答)

参考 (既設電話機)

バックアップライト付 10 桁漢字多機能電話機	M-20LKTELB	
バックアップライト付 10 桁停電漢字多機能電話機	M-20LKAPFTELB	

(4) LAN 配線 一式

(5) 発生材処理

撤去した電話交換機は、「使用済小型家電電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(小型家電リサイクル法)の認定事業者を引き渡し、適切に処理させることとし、処理に先立ち計画書を提出し、処理後は調書を提出すること。

(6) 工事实績情報の登録

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金が 500 万円以上の工事については、工事实績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けた上、次に示す期間内に登録機関へ登録申請を行う。

ただし、期間には、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に定める国民の祝日は含まない。

- ① 工事受注時 契約締結後 10 日以内
- ② 登録内容の変更時 変更契約締結後 10 日以内

③ 工事完成時 工事完成後 10 日以内

なお、変更登録は、工期、技術者、工事請負代金等に変更が生じた場合に行うが、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略出来るものとする。

また、受注者は(財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が届いたら、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。

(7) 工事写真

すべてカラー写真でデジタル写真も可とし、施工する前後の工事対象個所の写真撮影を行う。

なお、詳細は、国土交通省官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領(平成31年版)・同解説工事写真の撮り方(建築編)」による他、監督職員の指示による。

7. 法令の遵守

受注者は、本工事に関する諸法令及び諸法規を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令及び諸法規の適用は、受注者の責任において行わなければならない。

なお、主な法令は、以下に示すとおりである。

- (1)電気通信事業法
- (2)労働基準法
- (3)労働安全衛生法
- (4)使用済小型家電電子機器等の再資源化の促進に関する法律

また、受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合に発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。

8. 官公署等への手続き

受注者は、工事の実施に当たり関係官公署及びその他の関係機関に対する諸手続きが必要な場合は、受注者の責任において、法令及び条例の規定により迅速に処理しなければならない。

受注者は、届出等の諸手続きにおいて、許可、承諾等を得たときは、その書面の写しを監督職員に提出しなければならない。

9. 工事の実施

(1) 工事の実施又は実地に監督する者は、次の①もしくは②に該当する者であることとし、工事に着手する前に監督職員に工事担当者資格者証を提示し、そのコピーを交付すること。

- ① 次に掲げるアの基準を満たし、イの経験およびウを有する主任技術者を配置できること。なお、配置予定技術者の専任(専任要否を含む)にあつては、建設業法第二十六条第一項、第二項及び政令第二十七条第一項の定めによるものとする。

ア 次のいずれかの者。

- i 1級又は2級電気通信工事施工管理技士
- ii 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門(選択科目を電気電子部門に係るものとするものに限る。)に合格した者。
- iii 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第四十六条第三項の規定による電気

通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であって、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事に関し5年以上の実務経験を有する者。

イ 平成 18 年4月1日から令和3年3月 31 日まで(過去 15 年間)に元請として完成、引渡しが完了した電気通信工事(規模は問わない)の工事経験を有する者であること。

ただし、全施工期間に従事していなかった場合であっても同種工事の実施期間(準備工、後片付け工を除く)のうち3分の2以上の従事、もしくは1年以上の従事が確認できる資料を提出すれば発注者の判断においてこれを認める。

なお、経常建設共同企業体にあつては、1人の主任技術者が電気通信工事(規模は問わない)の工事経験を有すること。

また、当該経験が関東農政局の発注した工事である場合にあつては、工事成績評定表の評定点が65点未満のものを除く。

ウ 電気通信事業法第71条の規定による工事担当者(AI・DD総合種又は総合通信)の資格を有する者。

② 平成 18 年4月1日から令和3年3月 31 日まで(過去 15 年間)に電気通信工事(規模は問わない)の経験を有する者であり、かつ、実績工事の全実施期間に従事していた者であること。

ただし、全実施期間に従事していなかった場合であっても、入札説明書に示す場合に限りこれを認める。

なお、当該経験が関東農政局の発注した工事に係る経験である場合にあつては、工事成績評定表の評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

(2) 電話が不通となる交換機の交換工事は、土曜日、日曜日及び休日(行政機関の休日に関する法律(昭和 63 法律第 91 号)に規定する休日)の8時30分から17時までの時間に、職員立ち合いのもと実施するものとし、工事の実施日は、事前に監督職員と協議すること。

(3) 受注者は、作業員を庁舎内に立ち入らせる前に体調の聞き取りと検温を行い、体調不良者が立ち入らないように注意すること。また、庁舎内に立ち入る作業員にはマスクを着用させ、事前に手指消毒を行わせること。

(4) 受注者は、工事の完了に際して、受注者の機器、資機材、残材等を片付け、かつ撤去し、作業実施場所を清掃し、整然とした状態にするものとする。

(5) 受注者は、工事が完了したときは、その旨を完成通知書により通知し、発注者が指定する検査職員による検査を受けなければならない。

10. 安全管理

受注者は、労働災害及び物件損害等の発生の未然防止に努め、「労働安全衛生法」等関係法令の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分に講じること。

11. その他

(1) 受注者は、工事の実施に当たり事務室内等に損傷を与える恐れがある場合には、適切な方法で養生を行い、破損、汚れ及び傷などを付けた場合は、速やかに監督職員に報告を行うとともに、受注者の責任において補修すること。

(2) 工事に必要な電力・水を除いて、工事に必要な資機材、ゴミ袋等は、すべて受注者が用意すること。

(3) 本仕様書に定めのない事項又は工事の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議し、その指示に従うものとする。